

愛南町校区外通学許可基準

※	理 由	学 年	期 間	添付書類
①	地理的に校区外通学が適当であると認められ、安全に通学することが可能な場合	原則翌年度に 小中学校入学 予定の者	許可日から卒業の日まで	
②	障がい、疾病その他の身体的若しくは精神的理由により指定された学校への通学が困難な場合又は転学による環境変化に耐えられない場合	全学年	許可日から卒業、治癒等の日まで	
③	特別支援を要する学級へ入級する場合	全学年	許可日から退級又は卒業の日まで	
④	転居の場合	新築等により転居が確定している場合	許可日から住所移転の日まで	建築(転居)が確認できるもの
⑤		増改築等により一時的に他の校区に転居する場合	許可日から入居の日まで	
⑥		学期又は学年の途中で転居前の学校及び校区に通学を希望する場合	許可日から卒業の日まで	
⑦		主要行事(運動会、修学旅行等)を控えている場合	許可日から行事終了の日まで	
⑧	保護者の勤務等のため帰宅後の保護監督が困難で、親族等が児童を預かっている場合	小学生	許可日から卒業の日まで	勤務等が確認できるもの
⑨	児童が入部の意思を強く持っている部活動が通学区域の学校に存在しない場合	原則翌年度に 中学校入学予定の者	許可日から卒業の日まで	学校長、関係機関の意見書
⑩	いじめ、不登校等学校生活の状況から配慮の必要があると認められる場合	全学年	許可日から卒業の日まで	
⑪	小学校で既に校区外通学の就学が許可されており、引き続き就学する小学校のある校区の中学校に就学する場合	小学6年生	許可日から卒業の日まで	
⑫	所属する保育所、幼稚園の関係で他の校区の小中学校への就学を希望する場合	原則翌年度に 小学校入学予定の者	許可日から卒業の日まで	
⑬	少人数の学校へ就学を希望する場合	全学年	許可日から卒業の日まで	
⑭	兄弟姉妹が校区外通学をしているため、同じ学校への就学を希望する場合	全学年	許可日から卒業の日まで	
⑮	その他特別な事情に対し教育委員会が教育的見地から妥当であると認めた場合	全学年	許可日から特別な事情が解消する日まで	教育委員会 が要請する 資料

留意事項：1. いずれも保護者の責任において安全に通学できることを条件とする。

2. 愛南町通学費補助金交付要綱に基づく補助およびスクールバス利用は対象外である。

3. すべての条件を満たしても教育上の配慮等の理由により、町教育委員会で協議のうえ、申請を却下する場合もある。

4. 希望する学校の学校長との面接及び許可が必要な場合がある。